

## 船橋市家庭的保育者等研修の申込等に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業に現に従事する者及び従事することを予定している者に対し、家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）に定める市長が実施する基礎研修及び認定研修（以下「研修」という。）の実施並びに家庭的保育補助者（以下「補助者」という。）の認定について、国通知及び職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3家庭的保育者等研修事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、国通知及び国要綱の例による。

### (研修の申込み等)

第3条 研修を受けようとする者は「家庭的保育事業認定研修・基礎研修受講申込書」（第1号様式）により市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、研修受講の可否を決定する。
- 3 市長は、第1項の申込みについて研修の受講を認めるときは、申込みをした者に対し「研修受講決定通知書」（第2号様式）により通知する。
- 4 市長は、第1項の申込みについて研修の受講を認めないときは、申込みをした者に対し「研修受講不可通知書」（第3号様式）により通知する。

### (研修の修了)

第4条 市長は、前条の規定により研修を受講した者について、その受講状況等に基づき研修修了の適否を審査する。

- 2 市長は、前項の規定により受講者が研修を修了したと認められるときは、研修修了者として「研修修了者名簿」（第4号様式）に登載するとともに、「研修修了証書」（第5号様式）を当該修了者に対して交付する。
- 3 市長は、第1項の規定により受講者が研修を修了したと認められないときは、当該受講者に対し「研修未修了通知書」（第6号様式）により通知する。

(研修修了の効果等)

第5条 研修修了の効果は、研修修了者名簿登載後3年間で以ってなくなる。ただし、家庭的保育事業に家庭的保育者又は補助者として従事した者を除く。

(補助者の要件)

第6条 補助者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了していること。ただし、当該者が家庭的保育補助者として家庭的保育事業に従事するまでの期間に研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後に速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間、家庭的保育補助者として従事することができる。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 児童の福祉に理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- (4) 児童の保育に専念できること。
- (5) 児童の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- (6) 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処されたことがない等、保育士の欠格要件に該当しないこと。

(申請及び認定の手続き)

第7条 補助者の認定を受けようとする者は「家庭的保育補助者認定申請書」（第7号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった者（以下「申請者」という。）について、前条に定める要件に基づき認定の適否を審査する。
- 3 市長は、前項の規定により申請者を補助者として認定するときは「家庭的保育補助者認定登録簿」（第8号様式）に登載するとともに、当該申請者に対し、「家庭的保育補助者認定通知書」（第9号様式）により通知する。
- 4 市長は、第2項の規定により申請者を補助者として認定しないときは、当該申請者に対し、「家庭的保育補助者認定申請却下通知書」（第10号様式）により通知する。

(補助者の辞退及び認定の取消し)

第8条 市長は、補助者が次の各号に該当したときは、補助者の認定を取り消し、

家庭的保育補助者認定登録簿から削除することができる。

- (1) 第6条各号の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 補助者として不適当と認められる事由が生じたとき。
  - (3) 「家庭的保育補助者辞退届」(第11号様式)により認定の辞退を市長に届け出たとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき補助者の認定を取り消すときは、「家庭的保育補助者認定取消通知書」(第12号様式)により当該補助者に通知する。

(登録内容の変更)

第9条 研修修了者及び補助者は、氏名、住所及び連絡先について変更があったときは、その内容を「登録内容変更届」(第13号様式)により市長に届け出るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修修了評価方法その他研修の実施等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)
- 2 平成27年3月31日に廃止された船橋市家庭的保育事業実施要綱の規定による「研修修了者登録名簿」及び「家庭的保育補助者認定登録簿」の各様式に記載されていた事項については、この要綱の「研修修了者名簿」(第2号様式)及び「家庭的保育補助者認定登録簿」(第11号様式)に登載し管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式

写真

家庭的保育事業  
認定研修・基礎研修受講申込書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

氏名 しめい \_\_\_\_\_ 印

家庭的保育事業認定研修・基礎研修を受けたいので、次のとおり申し込みます。

住 所	〒 _____		
電話番号	自宅 携帯		
生年月日	年 月 日生 ( 歳)	性別	男・女
資 格	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		
従事予定の 家庭的 保 育 者	氏 名	_____	
	所 在 地	〒 _____	
	自宅から従事 予定先までの 通 勤 経 路	_____	
今までの 職 歴	期 間	会社・施設名等	
	年 月～ 年 月	_____	
	年 月～ 年 月	_____	
	年 月～ 年 月	_____	
	年 月～ 年 月	_____	
現 在 の 業	年 月～ 年 月	_____	

## 健康状態等

喫煙	あり ・ なし	現在治療中の疾患	
その他の特記事項			

## 保育補助が可能な曜日・時間

曜日	月・火・水・木・金	時間	時	分から
シフト制の場合 勤務シフト例			時	分まで

## 家庭的保育事業への従事を考えた動機、どのような保育を行いたいのか

## 確認事項（該当する場合、チェック（✓）を入れる）

- 私は、心身ともに健全であり、保育に従事することについて支障はありません。
- 私は、成年被後見人または被保佐人ではありません。
- 私は、児童買春・児童ポルノ禁止法<sup>※</sup>及び児童福祉法等の規定により、罰金以上の刑に処されたことはありません。
- 私は、以下の注意を読み、本申込書の記載事項に誤りがないことを確認しました。

※児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律のこと

### 【申請書の記入上の注意】

1. 虚偽又は不正の事実を記載した場合、受講資格・研修修了が取り消される場合があります。
2. 楷書ではっきり書いてください。
3. ボールペンで記入し、誤った場合は二重線で訂正の上、押印してください。
4. 写真は申込前3か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cmのものを全体にのりをつけて貼ってください。（カラー、白黒問いません）
5. 申込内容に変更があった場合はご連絡ください。

第 2 号様式

第 年 月 日 号

様

船橋市長

印

## 研修受講決定通知書

船橋市家庭的保育事業認定研修・基礎研修の受講について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

研修名	
-----	--

種別	研修日程	会場
講義	年 月 日	
実習	年 月 日	

第 3 号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

印

## 研修受講不可通知書

船橋市家庭的保育事業認定研修・基礎研修の受講について、下記のとおり受講不可となりましたので通知します。

記

研 修 名	
受講不可の理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。



第 5 号様式

第 年 月 日  
号

様

船橋市長 印

## 研 修 修 了 証 書

年 月 日付け申込のあった下記研修について、修了したことを証します。

記

研 修 名	
修了年月日	年 月 日
修了証書番号	

### 注意事項

- 本書は家庭的保育者又は家庭的保育補助者として認定されたことを通知するものではありません。

第 6 号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

## 研修未修了通知書

年 月 日付け申込のあった下記研修について、未修了となりましたので通知します。

記

研 修 名	
未修了の理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

第7号様式

年 月 日

船橋市長あて

住所

氏名

印

## 家庭的保育補助者認定申請書

家庭的保育補助者の認定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

1. 生 年 月 日

年 月 日

2. 電 話 番 号

3. 修了した研修の種類

4. 研修実施主体

5. 修了年月日

年 月 日

6. 添付書類



第 9 号様式

第 年 月 日  
号

様

船橋市長 印

## 家庭的保育補助者認定通知書

あなたは、船橋市家庭的保育補助者として、下記のとおり認定されましたので通知します。

記

認定申請日	年 月 日
認定日	年 月 日
認定番号	第 号

第10号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

## 家庭的保育補助者認定申請却下通知書

年 月 日付け申請のあった家庭的保育補助者認定申請について、下記の理由により申請を却下します。

記

申請却下の理由	
---------	--

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第11号様式

年 月 日

船橋市長 へ

住 所

し めい  
氏 名

印

## 家庭的保育補助者辞退届

家庭的保育補助者を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

7. 生 年 月 日

年 月 日

8. 電 話 番 号

9. 辞 退 の 理 由

第12号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

## 家庭的保育補助者認定取消通知書

船橋市家庭的保育補助者の認定を、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

認定番号	第 号
認定取消年月日	年 月 日
取消の理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第13号様式

年 月 日

船橋市長あて

住所

氏名

印

## 登録内容変更届

研修修了者名簿・家庭的保育補助者認定登録簿に登録された内容について、  
変更が生じたので下記のとおり届け出ます。

記

10. 変更が生じた年月日

年 月 日

11. 変更事項

12. 変更後の内容